

## 【第2の柱】飲酒運転の根絶

本県では、県、県民、事業者等が一体となって、飲酒運転の根絶に取り組むため、令和3年12月28日「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」（以下、「千葉県飲酒運転根絶条例」という。）が制定され、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会が設置されました。また、令和6年3月13日には令和6年度から令和10年度を計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」が策定されたところであり、当該計画の下で千葉県飲酒運転根絶連絡協議会・各警察署管内飲酒運転根絶協議会などと連携して、飲酒運転根絶に向けた各種取組をさらに活性化させ継続的に推進しています。しかしながら、いまだに飲酒運転は後を絶ちません。

飲酒運転の根絶においては、運転者本人に対する啓発等に加え、家庭、職場、地域等における飲酒運転は絶対しない、させない、許さない環境づくりが重要です。「千葉県飲酒運転根絶条例」に基づき、飲酒運転のない、県民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### （1）教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

#### ① 県民に対する啓発・意識の高揚

##### ア 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくり

県及び千葉県交通安全対策推進委員会では千葉県交通安全県民運動基本方針において「飲酒運転の根絶」を最重点活動に掲げ、各地域に設置された警察署、市町村、関係団体等で構成される飲酒運転根絶協議会を中心に地域社会と緊密な連携を図り、飲食店等に対する訪問活動やハンドルキーパー運動（※）等の広報キャンペーン等を年間を通じて実施するとともに、企業・団体等が自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言」への参加を促すなど、地域の実情に応じた飲酒運転根絶対策を推進します。

また、県は各飲酒運転根絶協議会の活動を支援するとともに、県や市町村、関係団体の代表者等で構成する飲酒運転根絶連絡協議会を開催し、各地域の協議会の取組等の情報共有を進め、飲酒運転を根絶するための施策の実施に必要な協議及び調整を行います。

さらに、交通指導取締り、広報啓発、交通安全教育など、あらゆる機会を通じ「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境の醸成を図ります。

##### イ インターネットを活用した広報啓発活動

SNS 利用者を対象に、千葉県公式PRチャンネルに掲載している飲酒運転根絶動画等をCM掲出することで、幅広い層の県民に対し飲酒運転の防止を働きかけます。

##### ウ 県民に対する情報の提供

飲酒運転に関する理解を深めてもらうため、広報紙やホームページ、

SNS、講習や安全教育等のあらゆる機会を通じて、県民に対して情報を提供します。

② 事業者に対する取組

ア 飲酒運転根絶宣言事業所（店）制度

事業者及び飲食店営業者に対し、県の施策「飲酒運転根絶宣言事業所（店）」制度への登録を働きかけるとともに、事業者における取組を促進するため継続的に必要な措置を講じます。

また、飲酒運転根絶協議会、警察署窓口における許認可申請手続き時、事業所等に対する交通安全講話、巡回連絡等あらゆる機会を通じて登録拡大に向けた取組を推進します。

イ 事業者及び飲食店事業者に対する条例に基づく通知等

県は、警察からの情報があった際は、速やかに勤務先や飲食店事業者に対し違反した事実を通知し、必要に応じて飲食店営業者に対し立ち入り調査等を実施します。警察においても、「千葉県飲酒運転根絶条例」の規定に基づき、確実な審査を行い、必要な情報を知事に提供します。

ウ 自動車運転代行業の利用促進に向けた取組

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保するための指導・監督を実施するとともに、運転代行の利用促進に向けた広報の具体的方法等について検討します。

また、県内の認定自動車運転代行業者一覧表及び運転代行業営業所マップを作成し、ホームページで公表します。

③ 飲酒運転根絶に係る教育の実施

ア メッセージコンクールを通じた中高生に対する飲酒運転根絶教育

中学生・高校生を対象に飲酒運転根絶に関するメッセージコンクールを開催し、中学生や高校生のメッセージを親世代をはじめとした県民に広く発信し、飲酒運転根絶に向けた気運の高揚を図ります。

また、飲酒運転根絶協議会と連携し、学校に対し、当該コンクールの周知及び中学生・高校生の積極的な参加を促します。

イ 社会人・大学生・中高生等への講習会の開催

社会人・大学生・中高生等への各種安全講習の機会を活用し、飲酒運転根絶に係る教育を実施します。

また、交通安全教育推進員を交通安全に係る研修会、講演会に派遣し、児童生徒、地域住民等の交通安全思想と意識の高揚を図ります。

ウ 飲酒運転受刑者の手記を活用した啓発事業

「飲酒運転受刑者の手記」のリーフレットや動画を SNS での広報啓発や、運転免許センター及び警察署での運転免許の更新時講習等で活用します。

## (2) 運転者に対する取締り・指導等の実施

### ① 飲酒運転に対する取締りの実施

飲酒運転による交通人身事故の発生状況、県民から寄せられた飲酒運転に関する情報等を踏まえ、飲酒運転の検挙に向けた効果的な取締りや、飲酒運転を助長する罪（同乗罪、車両等提供罪、酒類提供罪）の検挙を行います。

### ② 運転者教育

更新時講習等の運転者教育において、飲酒運転根絶に係る内容の啓発を行います。また、道路交通法に基づく更新時講習等の運転者教育を実施します。

### ③ 飲酒運転をした者に対する指導等

飲酒運転により運転免許の取消処分を受けた者等に対し、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による飲酒取消講習を実施します。

### ④ 事業者によるアルコールチェック等の取組

更新時講習等の運転者教育における飲酒運転根絶に係る内容の啓発と合わせて、アルコールチェックの必要性について周知を行います。

また、法改正の経緯や具体的な実施要領等の周知を図るとともに、啓発用チラシ、ホームページなどを活用した広報啓発を推進します。

## (3) 県民に対する支援

### ① アルコール健康障害対策

依存症に関する相談拠点機関を設置し、依存症に対して相談体制の充実を図るとともに、県内の保険医療機関の中から「依存症治療拠点機関」や「専門医療機関」を選定し、依存症医療の均てん化や関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療連携体制の整備を行います。また、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による飲酒取消講習を実施し、アルコール健康障害に対する理解を深めるための啓発を行います。

### ② 飲酒運転等に係る被害者等支援

#### ア 交通事故相談

交通事故相談所を設置し、専門の相談員による交通事故相談を実施するとともに、心の相談員を配置し、被害者等の心のケアに対応します。

遠隔地の相談者に対しては、市町村と連携して、交通事故の巡回相談も併せて実施します。

#### イ 交通遺児激励事業

関係機関と連携しながら、交通事故により保護者等を失った児童・生徒に対する激励事業を実施します。

#### ウ 犯罪被害者等支援

交通事故等の被害者やその家族は、事件・事故による直接的な被害だけではなく、精神面や経済面において二次的被害を受けることが多い状況にあることから、再び平穏な生活を営むことができるよう、被害者等の心情に配慮した適切な被害者支援に努めます。

また、飲酒運転による事故等の犯罪被害者等に対し、相談対応等を行う支援機関を紹介するとともに、法的支援を必要とする方には被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施することに加え、危険運転致死傷罪により亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方に見舞金を支給するなどの事業を実施します。

#### (4) 事業者・県民による取組

##### ① 事業者等における条例に基づく取組の実施

事業者等における「千葉県飲酒運転根絶条例」に基づく取組の実施を促します。

##### ② 県、警察、市町村等が実施する取組への協力

県、警察、市町村等が実施する取組への協力を事業者や県民に対して促します。

##### ③ 通報意識の向上

日常的に飲酒運転を行っている運転手や意図的に酒類を提供している飲食店などの情報を求めるメールBOXを設置するとともに、飲酒運転を敢行しているなどの緊急性がある場合は110番をするよう働きかけを行うとともに、広報紙等を通じて周知を図ります。

##### ④ 県民主体の交通安全教育の実施

県民が、飲酒運転を含む交通安全に係る教育を主体的に実施できるよう、交通安全ライブラリー（交通安全教育映像）や飲酒ゴーグルの貸出等を行います。

#### (5) 公職にある者の飲酒運転の根絶

##### ① 飲酒運転根絶に係る教育の実施

職員研修において、飲酒運転根絶に係る研修を実施し、公私を問わず率先垂範に係る意識の向上を図ります。

##### ② 飲酒運転防止措置の実施

庁用自動車等を運転する職員の飲酒運転を防止するため、運行の前後でアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を徹底します。

##### ③ 飲酒運転根絶に係る広報啓発の実施

県が発行する広報紙やポスター等を、国、市町村その他の地方公共団体等へ配布し、職員に対する飲酒運転根絶に係る広報啓発を実施し、公職から飲酒運転を根絶するための意識の向上を図ります。